

長崎県「九州食べきり協力店」登録実施要領

第1条 この要領は、九州食べきり協力店等登録実施要綱（以下「要綱」という。）10の規定に基づき、事業の実施に当たって必要な事項を定める。

第2条 要綱4に規定する登録の要件となる取組内容は、別表1のとおりとする。

第3条 別表1に規定する食べ残しの持ち帰りを実施する場合は、次の各号に従うものとする。

- (1) 持ち帰りの提供は、持ち帰りを希望する者（以下、「希望者」という。）からの申し出があった場合に行うこと。
- (2) 持ち帰りの提供は、希望者に衛生上の注意事項等を十分に説明し、持ち帰った料理を食したことにより、食中毒等の食品事故が発生した場合、希望者による自己責任となる旨を、希望者との合意の上に行うこと。
- (3) 協力店は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令によって定められた衛生管理を遵守すること。
- (4) 加熱調理済等の持ち帰りに適した食品を提供し、生鮮食品（生鮮魚介・生鮮野菜・生鮮果物）などは、希望者からの要望があっても提供しないこと。
- (5) その他、持ち帰りの取扱いについて、注意書きを添えるなど、食中毒等を予防するための工夫をすること。

2 県は、食べ残しの持ち帰りについて、食中毒やその他体調に異変が起きた場合等の一切の責任を負わないものとする。

第4条 要綱4（2）に規定する「暴力団」、「暴力団員」及び「暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者」とは、それぞれ次に掲げるものをいう。

(1) 暴力団

長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号、以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員

暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

次にいずれかに該当する法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）をいう。

ア 代表者又は役員（以下、「役員等」という。）が、暴力団員であると認められる法人等

イ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人等

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等

第5条 登録を希望する事業者は登録申込書（様式1号）を長崎県資源循環推進課に郵送、メール、FAX又は持参のいずれかの方法により提出するものとする。

2 県は、提出された登録申込書の内容を確認し、要綱4の要件を満たす場合は、ポスター・ステッカー等の啓発資材を配布するとともに、取組内容を県のホームページ等に掲載し紹介するものとする。

第6条 協力店は、登録内容に変更が生じた場合は、登録内容変更届（様式2号）により長崎県資源循環推進課に届け出るものとする。

2 県は、提出された登録内容変更届の内容を確認し、県のホームページ等の掲載情報を変更するものとする。

第7条 協力店は、第3条の取組を中止する場合は、登録中止届（様式3号）により長崎県資源循環推進課に届け出るものとする。

2 県は、提出された登録中止届の内容を確認し、県のホームページ等の掲載情報を削除するものとする。

第8条 県は、申込内容が虚偽であった場合など登録が適当でないと判断したときは、登録を取り消し、ステッカー等の啓発資材を返却させることができる。

2 県は前項により、登録を取り消す場合は、登録取消通知書（様式4号）により通知するとともに、県のホームページ等の掲載情報を削除するものとする。

第9条 協力店は、施設の紹介に「九州食べきり協力店」の名称を使用することができる。

2 県は、あらゆる機会を通じて協力店の県民への周知に努めるものとする。

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は長崎県資源循環推進課長が別に定める。

附則

この要領は、平成28年10月19日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。